

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部
支 部 長 森田 恵理子
(公印省略)

第 2 6 6 回定例会・研修会結果について(報告)

令和 8 年 9 月 1 7 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員 5 1 名・WEB 配信視聴 3 3 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

支部の役員選挙について、投票用紙を送っているので早めに投票を行ってほしい。

2. 会員異動

新入会員の挨拶（齊藤剛司会員、田口豊会員）

3. 会務報告

森田支部長より。別紙参照

・幹事会にて、来年度より税務相談部と税務支援対策部を税務支援対策部 1 部と税務支援対策部 2 部に機構を変更することになった。従来まで、税務相談部では希望者を派遣していたが、最近は希望者が少ない状況であるため、機構変更を行い、両部の部会を合同で行うなどして情報を共有し、多くの会員が相談業務に従事するようになっていただきたい。今後は臨税廃止に伴い派遣事業が増えていくことが見込まれており、会員には最低でも年 1 回は相談業務に従事してもらいたい。

・広報誌について、164 号から電子化とする。ネットが不得意な会員についてもこれを機会にネットに馴染んでほしい。

・協同組合から多額の交付金を頂いているため、協同組合の保険事業に協力してほしい。

4. 各部報告

総務部

・税務署との意見交換会は 21 名が参加予定である。

・大蔵財務協会からの書籍購入について、2,000 円の助成金が付くと案内している。申込期限は 12/11 となる。

・令和 9 年 6/18 に第 71 回支部定期総会を開催する。

・本会メールへの接続をお願いしたい。

厚生部

・9/4 に第 2 回厚生部会を行った。

・9/11 の協同組合ゴルフ大会は雨天中止となった。

- ・ 9 / 12 に支部囲碁大会を行った。
- ・ 今後の予定
 - 10 / 7 協同組合野球・ソフトボール大会
 - 10 / 20 湘南八支部ゴルフ大会
 - 11 / 4 支部ゴルフ大会
 - 11 / 10 協同組合テニス大会
 - 12 / 11 忘年会 車屋

広報部

- ・ 163 号広報誌は 70 周年記念特集号となり、「未来の税理士像」をテーマにして歴代支部長や入会間もない会員に執筆していただいた。
- ・ 164 号から広報誌を電子化することになるが、100 部程度は印刷予定であり、希望者へは事務局にて配布する予定である。

業務対策部

- ・ 本日の定例会後の研修会について、日本政策金融公庫の米田明代様、佐藤健太様を講師にお招きして行われる。内容は「融資の審査のポイントと創業融資について」となる。

税務相談部

- ・ 派遣事業は今年度も残りわずかであるが、アンケート回答者へ担当依頼の連絡を行わせていただく。
- ・ 年末あたりに来年度のアンケートをとるので、興味のある会員は手を挙げてほしい。

研修部

- ・ WEB 研修の受講者数は増えている。8 月は 90 名であり、100 名を達成したい。
- ・ 会場型支部単独研修会を 10 / 15 の 15 時～17 時の時間帯で成戸会員を講師として行われる。テーマは「AI を身近にどのように使うか？」となる。WEB 配信は行わない。ご自身で ChatGPT のアカウントを作成のうえ参加してほしい。
- ・ 業務対策部との共催研修会を 11 / 17 に行う。第 1 部は厚木支部の会員を講師に招いて「AI の応用編」の内容として行う。

租税教育推進部

- ・ 8 / 26 に湘南白百合学園で租税教室を行い、税理士 5 名が参加した。
- ・ 9 / 14 に藤沢工科高校で租税教室を行い、税理士 3 名が参加して、本会の租税教育推進部長も見学に来られた。
- ・ 本会の租税教室講師養成講座にて、藤沢支部の事例を紹介してきた。
- ・ 租税教室に興味のある会員は連絡してほしい。

税務支援対策部

- ・ 無料相談の日程について
 - 受託事業

1 / 29 明治市民センター

2 / 2 茅ヶ崎商工会議所

2 / 5 寒川町民センター

独自事業

2 / 3 茅ヶ崎商工会議所

アンケートを行う予定であるが、今年度より茅ヶ崎商工会議所の税務相談や農協の消費税相談を税務支援対策部にて割当を行うことになった。それぞれ待機者も割当することになる。割当人数が増えて延べ人数 200 名となることから、アンケートについて厳正に対処せざるを得ないと考えている。10 月中にアンケートを配布する予定である。

綱紀監察部

- ・本日の研修会は税理士係主任の上野真粧樹氏が講師である。アンケートについて必ず回答してほしい。
- ・11 / 11 に事務所職員向けの研修会を行う。会員も参加可能である。

臨税対策委員会

- ・8 / 26 に大和支部、大和青色申告会及びさがみ農協の確定申告反省会に参加した。
- ・9 / 1 に湘南青色申告会と藤沢税務署との意見交換会に参加した。
- ・9 / 3 に湘南青色申告会との意見交換を行った。
- ・9 / 17 にさがみ農協の組織相談課と話し合いを行った。

いつから会員を派遣することになるかについて、より具体的に打合せを実施しているところである。

5. 藤沢税務署からの連絡事項

横山税務署長より挨拶

- ・税務署へ行かずに手続きできる社会に向けて取り組んでいる。
- ・法人税申告の ALL e-Tax、スマホ申告、キャッシュレス納付、相続税申告の e-Tax 等に引き続き取り組んでほしい。
- ・本日の意見交換会についてよろしくお願いしたい。

管理運営部門

- ・国税のキャッシュレス納付について、源泉所得税については更なる利用拡大に向けて税務署職員が勧奨に伺う予定もある。
- ・納税証明書の取得はオンライン請求が便利である。
- ・総合窓口受付時間について、10 / 1 から 9 時～15 時の時間帯となる。ただし、開庁時間内であれば必要な対応を行う。
- ・国税システムの更改に伴い、納付書の様式が変更される。

徴収部門

- ・関与先へ期限内納付を指導してほしい。

- ・藤沢署における滞納事案の7割が個人の納税者である。藤沢署の徴収部門や納税コールセンターから連絡することになる。振替納税やダイレクト納付の手続きを前倒しで行ってほしい。

個人課税部門

- ・給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について
- ・マイナポータルから給与所得の情報を自動的に反映させることができる。
- ・給与支払報告書を提出すると税務署へも提出したことになるため、eLTAXでの提出がおすすめである。

資産課税部門

- ・約7割が相続税 e-Tax を利用しており、更なる利用促進について協力をお願いしたい。
- ・国税庁の e-Tax ソフトについて、国税庁 HP からダウンロードできる。
- ・会計ソフト導入にあたり、中小企業庁の AI 導入補助金等を受けることができる。

法人課税部門

- ・法人税の ALL e-Tax の推進に取り組んでいる。税務署職員が利用の勧奨に伺った場合には、利用の妨げになっている理由を教えてほしい。
- ・財務諸表の提出は PDF 形式での提出は認められていないので注意してほしい。

総務課

- ・税理士に対する実態確認を行っているので、連絡があった場合にはご対応をお願いしたい。書面による実態確認も行っている。
- ・書面添付制度の更なる普及定着に向けてご協力をお願いしたい。

関連諸機関からの報告

本会 永山役員選任管理委員

- ・本会の会長、副会長及び理事選挙の日程について。
- ・選挙になった場合には投票用紙が送付されることになる。

税政連 吉澤税政連藤沢支部支部長

- ・8/5の税政連定期大会への出席の御礼
- ・10/19に本会と税政連の共催研修が税理士会館にて行われる。
- ・11/24に平塚、鎌倉支部と合同で国会議員秘書を招いて勉強会を行う。

第266回定例会

令和8年9月17日（木）

I. 会員異動

正会員：319名 準会員：6名 （計：325名） 法人会員：30社

前回定例会（第264回）報告後の会員異動状況

退会	7月31日	吉澤 大輔	税理士法人KNOT	横浜中央支部へ
退会	8月25日	上原 翔	辻・本郷税理士法人湘南事務所	戸塚支部へ
退会	8月31日	山口 優子	湘南パートナーズ税理士法人	東京会へ
入会	7月22日	田口 豊	税理士法人田口会計社	入会（登録即入会）
入会	8月26日	信田 博司		鎌倉支部より
入会	9月2日	横尾 稔		準会員（平塚支部）
入会	9月9日	鷲見 悦子		戸塚支部より

※定例会で自己紹介をお願いするのは、齊藤剛司会員（R8.4.23入会）・田口豊会員の予定です。

II-1. 会務報告

- 7/24(金) 第3回研修部会（ミナパーク）
新入会員説明会（ミナパーク）
第265回定例会及び研修会（ミナパーク）
- 8/3(月) 第1回役員選挙管理委員会（ミナパーク）
- 8/4(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）
- 8/6(木) 第2回租税教育推進部会（ミナパーク）
- 8/26(水) 租税教室 湘南白百合学園高等学校
- 9/2(水) 第3回広報部会（ミナパーク）
第4回正副支部長会（ミナパーク）
第2回臨税対策委員会 ミナパーク
第4回幹事会（ミナパーク）
- 9/4(金) 第2回厚生部会（ミナパーク）
- 9/7(月) 租税教室 神奈川県立藤沢工科高等学校 日程変更（10/5）
第2回役員選挙管理委員会（ミナパーク）
6支部野球練習試合（保土谷球場）中止
- 9/8(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）
- 9/12(土) 支部囲碁大会（ミナパーク）
- 9/14(月) 租税教室 神奈川県立藤沢工科高等学校
- 9/16(水) 朝日生命との協議会

II-2. 会務報告（支部長）

- 7/27(月) 東京地方税理士会支部長会
- 7/29(水) 第1回紫藤会
- 8/4(火) 東京地方税理士協同組合VIPキャンペーン推進協議会
- 8/5(水) 東京地方税理士政治連盟定期大会

- 8/6(木) 東京地方税理士会公益業務支援部との協議会
- 8/19(火) 東京地方税理士協同組合ジブラルタ生命との協議会 阿部
- 8/26(水) 大和支部・JA さがみ確定申告反省会陪席
- 9/1(火) 東京地方税理士協同組合朝日生命との推進協議会
- 9/2(水) 日本税理士共済会との推進協議会
- 9/7(月) 神奈川税窓会藤沢支部総会
- 9/15(火) 藤沢酒類懇話会通常総会
- 9/15(火) 東京地方税理士協同組合日本生命 VIP 代理店推進協議会 山本

Ⅲ. 今後の日程

- 9/17(木) 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～
第266回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
署との協議会・意見交換会（ミナパーク）17:20～17:50・18:00～19:30
- 9/28(月) 第3回役員選挙管理委員会（ミナパーク）13:00～
- 10/13(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～
第1回役員選考委員会（ミナパーク）16:00～
- 10/15(木) 支部会場型研修会（ミナパーク）
- 10/20(火) 第53回湘南八支部ゴルフ大会（葉山国際カンツリー倶楽部）
- 11/4(水) 支部ゴルフ大会（小田急藤沢ゴルフクラブ）
- 11/10(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～
- 11/11(水) 事務所職員の綱紀保持に関する研修会（ミナパーク）
- 11/13(金) 納税表彰式（ミナパーク）
- 11/15(日) 税を考える週間（イオン茅ヶ崎中央店）
- 11/17(火) 支部会場型研修会（ミナパーク）
- 11/18(水) 署との綱紀監察連絡協議会（ミナパーク）
- 11/19(木) 租税教室 日本大学藤沢高等学校
- 11/26(木) 第5回正副支部長会（ミナパーク）14:00～
第5回幹事会（ミナパーク）15:30～
- 12/7(月) 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～
第267回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
- 12/8(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～

Ⅳ. 協同組合厚生事業日程（日程は予定です。変更となる場合があります。）

- 10/7(水) 第22回野球・ソフトボール大会（保土ヶ谷公園野球場）
- 11/10(火) 第22回テニス大会（K P I P A R K）
- R9.1/15(金) 第22回囲碁大会（税理士会館）

《参考》関連諸機関 総会日程

藤沢支部 : R9.6/18(金)

藤沢税務署からの連絡事項

【管理運営部門】

1 国税のキャッシュレス納付について

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が大変便利です。

- ①ダイレクト納付 ②振替納税 ③インターネットバンキング
④クレジットカード納付 ⑤スマホアプリ納付

特に、納付機会の多い源泉所得税については、キャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて取り組んでいくことが、納税者の利便性の向上に大きく寄与します。

今後、納税回数が多い事業者の方に対して、税務署の幹部職員が勧奨に伺うこともありますので、税理士の皆様方からも顧問先に対して e-Tax を使った納付についてご指導をお願いいたします。

【リーフレット：e-Tax を利用して源泉所得税が納付できます！】

2 納税証明書オンライン請求

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利です。

特に、電子納税証明書（PDF）はお手持ちのスマートフォンで請求から受取りまで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください。

税務署の窓口では、来署者へスマホ請求の利用勧奨を行っています。関与先から利用者識別番号の問い合わせ等がありましたら、ご協力をお願いいたします。

3 総合窓口の受付時間のお知らせ

国税庁では、各種オンライン手続の拡充を鑑み、令和 8 年 10 月 1 日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前 9 時から午後 3 時とすることとしましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、受付時間外でも開庁時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時）に来署された場合は、必要な対応を行った上で、可能な限り受付時間内に来署していただくよう案内をいたします。

4 納付書の様式の変更について

令和 8 年 9 月 24 日（木）に国税システムが更改となることに伴い、納付書の様式及び交付の方法が変更されます。

納付書の様式変更に関しまして、ご理解・ご協力をいただきたい事項を別添のとおり整理しておりますので、確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、税理士会藤沢支部を通じてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、申告書等の様式も新しくなりますので、国税庁HPでご確認ください。

【別添：K S K 2 導入後の納付書交付について】

【徴収部門】

期限内納付の指導等

関与先の方が期限内に納付されるよう、課税期間当初、期中及び申告前などのタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いいたします。

なお、国税庁ホームページには、期限内納付の周知や予納制度を利用した納税の案内など、税理士の皆様が効果的かつ具体的な納付指導が行えるよう、納付指導を行うポイントなどを整理したチェック表や関与先の納税者へ交付するチラシを掲載しております。

関与先の方が期限内に納付できないなどの事情がある場合には、「納付指導・相談チェック表」や各種滞納の未然防止に関するチラシをご活用いただき、猶予制度についてご説明いただくとともに、具体的な納付計画を立案の上、早めに税務署の徴収担当に相談するよう、関与先の方へご指導をお願いいたします。

※ リーフレット等掲載場所



【リーフレット：税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！】

【リーフレット：納付指導・相談チェック表】

【個人課税部門】

給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただくことで、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際に、マイナポータルから給与所得の情報が自動で入力できるようになり、さらに利便性が向上いたしますので、顧問先の事業者が源泉徴収票を提出する際には、ぜひオンラインでの提出にご協力をお願いいたします。

【リーフレット：令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります】

【資産課税部門】

相続税 e-Tax について（リーフレットのご案内）

相続税は税理士の皆様の関与割合が非常に高く、e-Tax の更なる普及のためには、税理士の皆様にご協力いただくことが利用率向上とその定着のために欠かせないものと考えております。相続税 e-Tax の更なる推進のため、利用方法や国税庁 e-Tax ソフトの活用方法などを紹介したリーフレットをご案内させていただきます。

【リーフレット：相続税 e-Tax をご利用ください】

【リーフレット：相続税の申告に e-Tax ソフトを活用できます！】

【リーフレット：「デジタル化・AI 導入補助金」で

IT ツール・AI 導入による生産性向上を支援！】

【法人課税部門】

法人税 ALL e-Tax の推進

納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人 ALL e-Tax の更なる推進に取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

また、税理士事務所に税務署の幹部職員が勧奨に伺った際には、利用の妨げになっている理由などについて教えていただけましたら、改善のための情報となりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、e-Tax で送信できる添付書類については法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められており、財務諸表等の添付書類は PDF 形式による提出が認められていませんので、ご注意ください。

※ 財務諸表データの送信方法に関する詳細は、e-Tax ホームページの「財務諸表データの送信」をご確認ください。



【リーフレット：はじめませんか、税務のデジタルシフト

～ALL e-Tax でスマートに～】

【総務課】

1 税理士等に対する実態確認

例年、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、皆様の事務所へ直接お伺いし、事務所の運営状況や事務処理の実施状況等を確認させていただくとともに、税理士法、税理士制度及び税務行政等に関するご意見やご要望をお伺いしております。

本年につきましても実態確認を実施しており、訪問による確認を行う際には、事前に日程調整のご連絡を差し上げた上でお伺いいたします。

また、書面による実態確認も実施しておりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 書面添付制度の活用

書面添付制度は、税理士及び税理士法人が作成・審査した申告書について、どのように調製されたかを、税理士法第 33 条の 2 に規定する書面や意見聴取という税理士等に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものです。引き続き書面添付制度の更なる普及・定着に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、添付書面作成の補助資料として国税庁HPにチェックシート及び記載例がありますので、是非ご活用ください。

※ チェックシート等掲載場所





e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます！

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

- ※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。
- 2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」をご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」をご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

- ④ スマホアプリ特付

KSK 2 導入後の納付書交付について

国税庁 管理運営課
令和 8 年 6 月

複写式納付書の様式変更

- 納付書（複写式）のレイアウトを変更します。
 - 現行の「整理番号」欄（8桁）は、「お問い合わせ番号」欄（13桁）に変わります。
 - レイアウト変更後の納付書（複写式）の詳しい記載方法は、裏面の二次元コードから参照できます。
- ※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。

【現行】 《複写式・1片》

「整理番号」欄
(8桁)

【変更後】 《複写式・1片》

「お問い合わせ番号」欄
(13桁)

(※) 複写式の2片・3片についても、1片と同様にレイアウト変更

複写式納付書（裏面）の記載要領

- 複写式納付書（裏面）の記載要領を、次のとおり改訂します。
- 国税庁ホームページに掲載している「納付書の記載例」について、納税者の方がより分かりやすくなるよう更新を行います。更新後の記載例は、複写式納付書（裏面）の二次元コードからも参照できます。

【納付書の裏面イメージ】（従来の明朝体からユニバーサルデザインフォントへ変更）

お願い

- ◎ 税金は、「合計額」欄の金額で受領しますから、合計額は必ず記載してください。
- ◎ 合計額を書き誤ったときは、新しい納付書に書き直してください。
- ◎ 「納期等の区分」欄及び「税務署名」欄の記載漏れがないよう御注意ください。
- ◎ この納付書は、3枚1組となっていますから、切り離さずに納付場所に提出してください。
- ◎ 「フリガナ」欄には、氏名（法人名）をカタカナで記載してください。
- ◎ 「税目番号」欄及び「納期等の区分」欄には、次のとおり記載してください。
- 「税目番号」欄には、次の税目番号を記載してください。

税 目	税目番号	税 目	税目番号
源 泉 所 得 税	010	消 費 税 及 地 方 消 費 税	300
源泉所得税及復興特別所得税	310	酒	060
申 告 所 得 税	020	た ば こ 税	250
申告所得税及復興特別所得税	320	たばこ税及たばこ特別税	230
法 人 税	030	石 油 石 炭 税	380
地 方 法 人 税	040	国 際 観 光 旅 客 税	110
復 興 特 別 法 人 税	330	電 源 開 発 促 進 税	170
法 人 税（連 結）	032	揮 発 油 税 及 地 方 道 路 税	180
地 方 法 人 税（連 結）	042	揮 発 油 税 及 地 方 揮 発 油 税	070
復興特別法人税（連結）	332	石 油 ガ ス 税	190
相 続 税	050	自 動 車 重 量 税	200
贈 与 税	051	航 空 機 燃 料 税	210
地 価 税	280	印 紙 税	220
消 費 税	240	登 録 免 許 税	221

- 「納期等の区分」欄の (自) 元号 年 月 日 (至) 元号 年 月 日 には元号コード、年分、課税期間等を記載してください。

〈記載例〉・申告所得税、贈与税等 (自) 元号 年 月 日 508 01 01 (至) 元号 年 月 日 509 03 31 ・年分	・法人税、消費税及地方消費税等・源泉所得税等 (自) 元号 年 月 日 508 04 01 (至) 元号 年 月 日 509 03 31 ・課税期間	・源泉所得税等 (自) 元号 年 月 日 508 12 01 (至) 元号 年 月 日 509 03 31 ・年分	・相続税 (自) 元号 年 月 日 508 11 26 (至) 元号 年 月 日 509 03 31 ・相続の年月日
--	--	---	--

納付書（領収済通知書）の詳しい記載方法

この納付書（領収済通知書）は、3枚1組の複写式になっています。黒のボールペンで枠内へ丁寧に記載してください。納付書の詳しい記載方法は、国税庁ホームページ「納付書（領収済通知書）の記載例」をご覧ください。



キャッシュレス納付のご案内

国税の納付に当たっては、納付書を使用しない、簡単・便利なキャッシュレス納付の手続きをご用意しておりますので、是非ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ内「国税の納付手続」をご覧ください。



電子納税（入力方式）により納付される方へ

金融機関（インターネットバンキング等）の税金・各種料金払込画面では、次のとおり入力してください。

なお、第一片「領収済通知書」下部に「納付番号」等が印字されている場合は、その番号を使用して納税することができます。

- ① 収納機関番号 → 「00200」
- ② 納付番号 → 「利用者識別番号」
- ③ 確認番号 → 「納税用確認番号」
- ④ 納付区分 → 「納付区分番号」（e-Taxに納付情報を登録し、通知される番号）又は「納付目的コード」（納付情報を組み合わせて作成した番号）

*「納付目的コード」…「税目番号（3桁）」＋「申告区分（1桁）」＋「元号コード（1桁）」＋「課税期間（2桁～6桁）」を一連番号にしたものです。

- ・「税目番号」は左記の網かけの6税目に限られます。
- ・「申告区分」は第一片の（申告区分）欄の番号です。
- ・「元号コード」は、平成の場合「4」、令和の場合「5」になります。
- ・「課税期間」は左記の〈記載例〉の（自）から左端の「元号コード」を除いた2桁から6桁の数字になります。（例：相続税の場合「081126」）

納付書の交付について

- KSK 2 導入後に、納付書が必要な方は、**帳票コード・税務署名・税務署番号のみ**を印字した複写式納付書を交付します。
- 複写式納付書が必要な方は、原則、**所轄の税務署窓口**に交付を依頼していただき、住所・氏名（フリガナ）のほか、納付書裏面の記載要領に基づき、正しく記載の上、納付していただくようお願いします。
- 国税の納付に当たっては、振替納税やダイレクト納付などといった納付書を使用しない**簡単・便利なキャッシュレス納付**をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

【複写式納付書の印字項目】

帳票コード

国税 納金資金		【納付書】		領収済 通知書		○法人の方でお問い合わせ番号の印字がない場合は、 【法人番号】を記載してください。 お問い合わせ番号又は法人番号	
税目番号	32699 01	税務署名	森が関 税務署	税務署番号	0 0 0 0 0 0 0 0		
税目		税		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		(納期等の区分)	
信託の名		証券受領	金部 金部	本 税		(自) 年 月 日	
○「領収証書」の裏面をよく読んで、 太線の枠内を記載してください。		(徴定区分)	(徴定単位)	重加算税		(至) 年 月 日	
税務署整理番		(年度)	(信託区分番号)	加 算 税		(申告区分)	
郵便番号	-			○不納付 ○納付 ○申告		該当項目に ○印を付して ください。	
住 所 (所在地)				利 子 税		① 予定 ② 2期 ③ 申告 ④ 確定	
電話番号	-			延 滞 税		⑤ 修正 ⑥ 更正 ⑦ 決定 ⑧ その他	
氏 名 (法人名)				合計額		左記の合計額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)	
フリガナ				○合計額の金額欄には必ず「¥」字を記載してください。			
○全体的な書き方をよく読んでください。				証券番号			
○この用紙は直接機械で処理し、その場で折り返し曲げられ、自動的に回収されます。				提出先			
				内 証券受領			
				あて先			
				○左の欄の「納付番号」等は電子納税にご利用いただく番号です。 ○日本銀行(本店・支店・代理店・購入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署で納付してください。			

税務署番号

税務署名

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」を活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期 限 内 に 納 税 が 難 し い 場 合 は . . .

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

□ 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
- ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。

- ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。

- ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。

- ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
- ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。

□ (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。

- ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
- ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（3. ②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。

□ (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）		住所（所在）				
課税期間	年 月 日～ 年 月 日	税 目	税	税額	円	
1 期限内に納付可能な金額	円（納付予定日 年 月 日）					
2 残額についての納付計画	円（納付予定日 年 月 日）					
	円（納付予定日 年 月 日）					

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

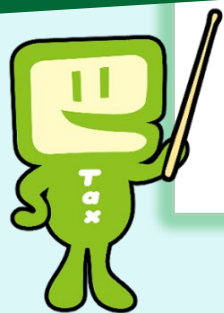


税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の **7つ** のポイントを裏面で紹介

相続税e-Taxが便利！！

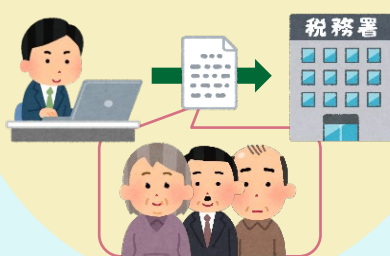


相続税の申告の **約7割** がe-Taxを利用！

※令和8年3月末現在の利用率です。

相続税のe-Tax申告は、手続き簡単でメリットたくさん！

複数人分の
利用者識別番号を
一度に確認できます！

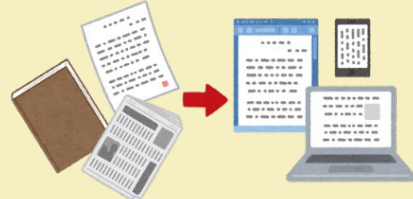


委任関係の登録を行っ
た相続人のマイページ
情報から「贈与税申告
情報」等を確認できま
す！



ペーパーレス
ですっきり！

＼郵送料や印刷代削減／

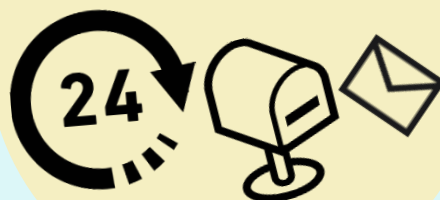


添付書類を
PDFで送信

未成年者、非居住者
に係る申告等データ
も代理送信可能！



申告書の提出日時など、
提出状況を受信通知か
ら確認できます！



※メンテナンス時間
を除きます

「相続税e-Tax特設サイト」をご活用ください！

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を国税庁ホームページに掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の 7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
 - ※ パスワードリセットしなくても確認できます。



「変更等届出書」
の入力方法

② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
 - ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ情報やメッセージボックスなどの参照権限が税理士に付与されます。



委任関係の
登録方法

相続税申告に必要な資料の収集時

③ 相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ情報**を参照
- 「贈与税関係」メニューから過去にe-Taxで送信された**贈与税申告情報**を確認
 - ※ 令和8年9月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた、相続時精算課税の適用状況や申告書の提出状況**などを、確認できるようになります。



マイページの
贈与税申告情報

④ 収集した書類はPDFで保管

- 相続人から預かった書類や、金融機関などから収集した書類はスキャンして**PDFで保管**

相続税申告のe-Tax送信時

⑤ 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール**でも送信可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで
送信可能な添付書類

⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時は**いつでも**確認が可能
 - ※ メンテナンス時間は除く。

相続税の納付時

⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等の**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
 - ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。
登録手続きには約1か月（e-Taxにより提出した場合は約1週間）程度要しますので、納付が見込まれる場合には、事前にご準備いただくことをおすすめします。



納付手続の
詳細はこちら

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



e-Taxに関する
お問い合わせ先



税理士の皆さまへ

相続税の申告に



e-Taxソフト
の利用は
無料です！

e-Taxソフトを活用できます！

「e-Taxソフト」は国税庁HPから**無料でダウンロード**できますので、
相続税の申告をe-Taxで行う場合でも**追加費用が発生しません**。

e-Taxソフトを利用する場合の**5つ**のステップを**裏面**で紹介

～e-Taxの3つのメリット～

1 財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・ 本人確認書類 ・ 利用者識別番号の暗証番号
- ・ 電子証明書（マイナンバーカード等）

} **全て不要**



利用者識別番号が不明な場合

＼パスワードのリセットも不要／

- 「**変更等届出書**」をe-Tax送信すれば、利用者識別番号の有無等を
税務署等から税理士に**電話**で連絡
(複数人分の利用者識別番号が**1件**の「変更等届出書」で 確認可能)



「利用者識別番号」
の確認方法

2 添付書類は**イメージデータ**で送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書の写し」などの添付書類を
イメージデータ（PDF形式）で送信可能



- イメージデータ（PDF）は**グレースケール**（白黒など）でも可能
- 1回の送信で**14MB**（追加送信を含めて計11回：154MB）まで送信可能

3 **データ管理・ペーパーレス化**が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理が効率化

- e-Tax受信通知画面から申告書の提出状況を確認可能
- **申告書の提出日時**が表示された申告書控えを財産取得者に交付可能



ステップ 1 : 事前準備



- e-Taxホームページの「e-Taxソフトのダウンロードコーナー」へアクセス
- 利用規約・利用環境を確認し、**以下のプログラム等を順にインストール**
 - ・ ルート証明書
 - ・ e-Taxソフト（共通プログラム）
 - ・ 相続税プログラム（税目プログラム）

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Taxソフト ダウンロード

検索

【事前に準備が必要なもの】

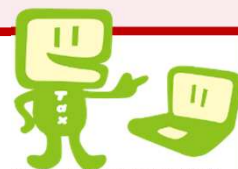
- ☐ 税理士の利用者識別番号及び暗証番号
- ☐ 財産取得者の利用者識別番号（表面メリット **①**）
- ☐ 税理士用電子証明書(ICカード)
- ☐ ICカードリーダライタ(3,000円程度)

ステップ 2 : 初期登録

- 利用者ファイルの作成（税理士の利用者識別番号及び氏名を登録）
- 利用者情報の登録（電子証明書の登録）

ステップ 3 : 申告データ作成

- 基本情報の入力（被相続人、財産取得者の情報を入力）
- 相続税申告書の作成（第1表から第15表で提出が必要な帳票を選択・作成）



※ e-Taxソフトは、利用者自身が**計算した金額等を直接入力**するソフトです。

（確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額等が自動計算されるものではありません。**）

ステップ 4 : 添付書類の作成等

- **電子データ(XML形式)**により提出する帳票の作成
（税務代理権限証書、税理士法第33条の2に規定する書面など）
- **イメージデータ(PDF形式)**で提出可能な添付書類の組込み（表面メリット **②**）
（戸籍謄本・遺産分割協議書の写しなど）



イメージデータで
送信可能な添付書類

ステップ 5 : 電子署名の付与・送信

- 申告データに電子署名を付与し、送信
- 送信後、**即時通知**から送信結果を確認（表面メリット **③**）

※ この通知において、データが正常に受信できなかった旨の表示があった場合は、データ内容を確認し、訂正等を行った上で、再度送信してください。

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



東京国税局・税務署

令和8年5月

「デジタル化・AI導入補助金」で ITツール・AI導入による生産性向上を支援！

- AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた、ITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担して**インボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等>

枠/ 類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	AI等を用いたIT ツールを導入し、 生産性を向上	商店街など、複数の中小企業 ・小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で 取引先の インボイス 対応を促す	サイバー セキュリティ 対策 を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用 に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）			クラウド 利用料 (最大2年分)	サイバーセキュリティ お助け隊 サービス利用料 (最大2年分) (※1)
	ハードウェア購入費				
補助額	・ITツールの プロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 ・4つ以上： 150万円 ～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費： 200万円	ITツール： 1 機能： ～50万円 2 機能以上： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の 事業者(※2):2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者： 4/5) 50万円～350万円： 2/3 ハードウェア購入費： 1/2	大企業： 1/2 中小企業： 2/3	中小企業： 1/2 小規模事業者： 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。
(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

<補助金の活用例>

勤怠労務管理ツール

課題

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してから現場移動、帰社しからの退勤が必要だった

変化

・導入により出先からの打刻が可能に
・**残業時間が3割削減**
・人事担当の**作業効率も大幅アップ！**

クラウド会計システム

課題

・仕訳や請求管理などの負担が大きい
・給与計算と勤怠管理が独立しており、給与振込までのスケジュールが厳しい

変化

・**AIによる自動仕訳**により経理処理の大幅な効率化を実現
・給与計算業務に要する**人員、作業時間ともに大幅削減！**

<今後のスケジュール>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業
事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

・複数者連携デジタル化・AI導入枠

第3次申請締切日 7月 21日
第4次申請締切日 8月 25日
第5次申請締切日 9月 29日
第6次申請締切日 10月 30日

第2次申請締切日 8月 25日
第3次申請締切日 10月 30日



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

- 8/6(木) 東京地方税理士会公益業務支援部との協議会
- 8/19(火) 東京地方税理士協同組合ジブラルタ生命との協議会 阿部
- 8/26(水) 大和支部・JA さがみ確定申告反省会陪席
- 9/1(火) 東京地方税理士協同組合朝日生命との推進協議会
- 9/2(水) 日本税理士共済会との推進協議会
- 9/7(月) 神奈川税窓会藤沢支部総会
- 9/15(火) 藤沢酒類懇話会通常総会
- 9/15(火) 東京地方税理士協同組合日本生命 VIP 代理店推進協議会 山本

Ⅲ. 今後の日程

- 9/17(木) 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～
第266回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
署との協議会・意見交換会（ミナパーク）17:20～17:50・18:00～19:30
- 9/28(月) 第3回役員選挙管理委員会（ミナパーク）13:00～
- 10/13(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～
第1回役員選考委員会（ミナパーク）16:00～
- 10/15(木) 支部会場型研修会（ミナパーク）
- 10/20(火) 第53回湘南八支部ゴルフ大会（葉山国際カンツリー倶楽部）
- 11/4(水) 支部ゴルフ大会（小田急藤沢ゴルフクラブ）
- 11/10(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～
- 11/11(水) 事務所職員の綱紀保持に関する研修会（ミナパーク）
- 11/13(金) 納税表彰式（ミナパーク）
- 11/15(日) 税を考える週間（イオン茅ヶ崎中央店）
- 11/17(火) 支部会場型研修会（ミナパーク）
- 11/18(水) 署との綱紀監察連絡協議会（ミナパーク）
- 11/19(木) 租税教室 日本大学藤沢高等学校
- 11/26(木) 第5回正副支部長会（ミナパーク）14:00～
第5回幹事会（ミナパーク）15:30～
- 12/7(月) 新入会員説明会（ミナパーク）11:30～
第267回定例会及び研修会（ミナパーク）13:30～
- 12/8(火) 相続贈与無料相談会（ミナパーク）10:00～

Ⅳ. 協同組合厚生事業日程（日程は予定です。変更となる場合があります。）

- 10/7(水) 第22回野球・ソフトボール大会（保土ヶ谷公園野球場）
- 11/10(火) 第22回テニス大会（K P I P A R K）
- R9.1/15(金) 第22回囲碁大会（税理士会館）

《参考》関連諸機関 総会日程

藤沢支部 : R9.6/18(金)